

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和2年6月18日に提起した処分庁による令和2年度市民税・県民税賦課処分（令和2年度（税）第2号）（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和2年3月12日に提出した市民税県民税申告書において、審査請求人の配偶者の所得が424,030円であったため、所得控除欄の配偶者特別控除として330,000円と記載した。
- 2 処分庁は、配偶者特別控除額を適用することなく、課税標準及び税額の計算を行い、令和2年度市民税・県民税納税賦課通知書を審査請求人に送付し、同人は同年6月17日に本件処分を知った。
- 3 審査請求人は、同年6月18日、西尾市長に対し、所得控除額に配偶者特別控除額も加えて税額計算を行うよう本件処分の修正を求める審査請求をした。
- 4 なお処分庁は、審査庁に審査請求書を提出する際に、本件処分の経過を記録した文書を併せて提出しており、同年6月24日付で本件処分の更正をしている。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

配偶者特別控除額330,000円を所得額から控除した上で、税額の計算をしてほしい。

## 理 由

- 1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく処分についての審査請求は、当該処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を図ることを主たる目的とするものである。このため、審査請求に係る裁決が効力を生ずる時点において、当該処分の取消し又は変更によって回復すべき法律上の利益が存在しなければならない。
- 2 本件処分については、すでに処分庁の税額更正処理によって審査請求の目的が消滅していることから、審査請求人には、本件処分の変更によって回復すべき法律上の利益は無いものと解される。
- 3 以上により、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く不適法なものであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年7月1日

審査庁 西尾市長 中 村 健